

大阪・関西万博における京都ブース実施設計及び展示制作業務 仕様書

1 業務名称

大阪・関西万博における京都ブース実施設計及び展示制作業務

2 業務目的

大阪・関西万博きょうと推進委員会（以下、「推進委員会」という）では、大阪・関西万博（以下、「万博」という）における関西パビリオン内への京都ブース出展に向け、令和5年9月に「大阪・関西万博京都ブース展示基本計画」（以下、「基本計画」という）を策定・公表し、大阪・関西万博における京都ブース基本設計業務委託により、基本設計を実施している。

本業務は、上記の基本計画及び基本設計等に基づき、京都ブースの実実施設計及び展示制作業務を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

4 委託業務の内容

本委託で実施する業務は、以下のとおりとする。

なお、基本計画及び基本設計等の趣旨や内容を十分に理解し、基本設計等に忠実に基づいて実施設計及び展示制作を実施すること。また、業務に当たっては、発注者及び企画・運営業務の受注者と十分に協議及び調整すること。

(1) 実施設計業務

- ①工種別細目の確定（意匠、造作、グラフィック、造形・模型・設備、映像・情報装置、映像・情報コンテンツ（メインスクリーンに放映するもの）等）
- ②実施設計図等作成（意匠図（平面図・立面図・断面図）、造作図、グラフィック図、造形・模型・設備・展示装置図、映像・情報装置図、演出照明・電気設備図等）
- ③施工予算内訳書作成
- ④維持管理予算内訳書作成
- ⑤工程計画作成

上記（1）を推進委員会が承認した上で、（2）を行う。

(2) 展示制作・設置業務（①～⑦の内装及び設備（電気・空調・照明・音響・映像制御システム・通信回線・給排水配管等）工事業務等も含む。）

- ①意匠・造作
- ②グラフィック
- ③造形・模型
- ④映像・情報装置
- ⑤映像・情報コンテンツ
- ⑥演出照明
- ⑦その他展示設置

(3) 打ち合わせへの出席

推進委員会の要請により、必要に応じて実施する打ち合わせに出席し、業務の進捗報

告や必要に応じた計画等の見直しを検討・協議する。

(4) 留意事項

- ア (1)～(3)の業務に必要な関係官公署等との協議、各種打ち合わせ、資料作成、その他業務上必要となった事務等に協力すること。
- イ 展示品等の構造・デザインは、ユニバーサルデザインと操作性、安全性に配慮したものとする。
- ウ 効率的な運用を前提とした設計を行うこと。
- エ 使用する素材や機器は、SDGsの理念を考慮し、環境に配慮したものとするよう心がけること。
- オ 万博会期終了後の展示の利活用に配慮した上で設計・施工を行うこと。
- カ 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会の示す各種ガイドラインに留意すること。

5 業務完了報告

令和7年3月24日(月)までに、経費内訳が分かる資料を添えて、業務完了報告書を紙媒体及び電子データで提出すること。提出先は別途連絡する。また、京都ブースについて、推進委員会の立ち合いの下で、推進委員会が承認した実施設計図書との照合により完成確認を実施する。

6 成果物の仕様

- ・以下の成果物について、指定する期日までに提出すること。

(1) 実施設計図書

- ①実施設計説明書、実施設計図等
 - ②制作図面、竣工図面
 - ③施工予算内訳書
 - ④維持管理予算内訳書
 - ⑤工程計画書
 - ⑥機器等の取扱説明書、保証書
設置物の保守点検仕様書及び保守点検更新費用等の見積書
 - ⑦上記にかかる印刷原稿および電子データ 一式
- ・納品先は、大阪・関西万博きょうと推進委員会事務局(京都府万博・地域交流課内)とする。

7 著作権等

- (1) 本事業により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 個人情報取扱い

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、京都府個人情報保護条例及び委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

9 再委託

- (1) 受託事業者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託事業者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託事業者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で発注者の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 発注者が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、発注者と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、発注者と協議して決定すること。